

市営住宅入居資格のうち住宅困窮要件の緩和について

1 概要

これまで、市営住宅の入居にあたっては、住宅に困窮していることが要件の一つとなっているため、現に公営住宅に入居している方は、住宅に困窮していない者として取り扱ってまいりました。

しかし、下記3のいずれかに該当するやむを得ない特別な事由がある公営住宅に入居している方については、この要件を緩和し、住宅に困窮している者として取り扱います。

2 緩和の理由

公営住宅に入居している方のうち、特別な医療機関への通院が困難な方や、高齢者、障害者等と同居を希望されるその親族等、及び市外の公営住宅に入居している方について、住宅に困窮している者として扱うことがやむを得ないと認められるため。

3 緩和の内容

次に掲げる、やむを得ない特別な事由がある方は、住宅に困窮している者として認めることとします。

- (1) 市内の市営住宅に入居している方のうち親族の介護等が必要な方
(長期間の通院が必要な方は、改めて入居の申し込みをすることなく住み替えで対応します。)
- (2) 市内の県営住宅に入居している方のうち長期間の通院や親族の介護等が必要な方
- (3) 本市に転居を希望される市外の公営住宅に入居している方
- (4) その他 (1)に準ずるやむを得ない特別な事由がある方

4 今後の対応

平成28年1月の入居者募集から、上記のやむを得ない特別な事由がある方も申し込む事ができます。